

工事現場における安全管理の徹底について（近年の事件事例から）

事案1 (墜落・転落)	事故の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の新築工事において、基礎工事において墨出しを行っていた作業員が、地足場から梯子で作業マス内に降りる際に、梯子を踏み外して均しコンクリート上に墜落し負傷した。
	事故の原因	<ul style="list-style-type: none"> 気の緩みによる安全帯の未使用（安全帯を着用していたがフックをかけ忘れた）。 物を抱えた不安定な体勢で昇降を行ったこと 暑さによる集中力の低下等。
	再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> 安全教育（指導）や現場巡視等による確認の徹底（安全帯の適切な使用への指導の徹底や物を持った状態での梯子の昇降の禁止等）。 現場状況に応じた熱中症予防への注意喚起（暑さ指数計・経口補水液や塩飴、応急セットを常備・臨機の休憩を職長へ通知等）。 地足場のチェック（計画時、組立解体施工時、悪天候時、使用時（日常））徹底。
事案2 (墜落・転落)	事故の内容	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の新築工事において、型枠大工が6階で床スラブの製作中（プレキャスト床版の据付作業中）に既に設置済みの床版上のトラス筋に躓き、バランスを崩して階下の床スラブに墜落し負傷した。
	事故の原因	<ul style="list-style-type: none"> 安全帯の未利用（安全帯を着用していたがフックをかけ忘れた）。 吊り荷が高い位置での介錯ロープでの操作であったなど、安全行動に対する認識不足や不注意があった。 作業を早期に完了させようとする心理的な焦りがあった。
	再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> 新規入場教育や朝礼、KY活動時での安全帯の適正使用等の指導の徹底。 吊荷据え付け作業時は吊荷を作業床から1m程度まで降下させる。 作業時間帯や残作業量を考慮し、適切な完遂目標を立てる等、無理な作業は行わない。 より安全な据付作業を確立させるため、作業員を1名増員する。
事案3 (墜落・転落)	事故の内容	<ul style="list-style-type: none"> 法面工事における樹木伐採において、被災者が立木に登り、チェーンソーでの伐採作業中に足元が滑りバランスを崩したため、持っていたチェーンソーで胴綱、命綱を同時に切断し、立木から落下し負傷した。
	事故の原因	<ul style="list-style-type: none"> 小雨が降った後での滑りやすい状態であったにもかかわらず、その対策を取らず高所伐採作業を行った。 チェーンソーによる伐採作業を行っていたにもかかわらず、胴綱と命綱の隔離が取れていなかった。 監視員は、事故の恐れがある場合は直ちに注意を促す役目を担っていたが、事故発生時は剪定した木の処理を行っており、監視業務を怠っていた。
	再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> 雨天時の高所伐採作業は実施しない。雨上がりなどの滑りやすい作業時においては、チェーンソーブーツにスパイクを装着する等、滑り防止を施す。 胴綱と命綱の隔離が取れるよう、極力離れた位置に命綱を装着する。 監視員と作業員が作業前、作業中に緊密に連携を取る。 工事関係者全員に事故原因及び再発防止策の再確認や高所作業、伐木、チェーンソー取扱い業務の危険要因についての周知徹底等、安全教育を実施する。

事案 4 (爆発)	事故の内容	<ul style="list-style-type: none"> 道路工事において、既設排水施設（暗渠）の撤去作業のため重機で廃材を持ち上げた際に電力ケーブルを損傷してしまい、周辺地域で停電が発生した。また作業員が損傷したケーブルを確認中に、電力管がショートし爆発して、その熱風で被災した。
	事故の原因	<ul style="list-style-type: none"> 埋設物の確認不足（埋設物管理者に対しての事前確認や協議が不足していた）。 不安全行動（現場作業員 2 名が、電力ケーブルをのぞき込むなどの確認作業を行った際に被災したもので、埋設物管理者の到着を待ち指示を仰ぐまでは安易な行動は慎むべきであった）。
	再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> 埋設物管理者の「電力ケーブル事項防止のお願い」に基づき、工事前の施工協議を確実に実施するよう、再度徹底する。 埋設物管理者との確実な情報連絡を徹底する。 今後万が一、埋設物損傷事故が発生した場合は、必要最小限の現場対応を講じたうえで埋設物管理者の指示を仰ぐ。 現場作業員に対して、安全対策の再確認と周知による再教育を実施する。
事案 5 (はさまれ)	事故の内容	<ul style="list-style-type: none"> 舗装工事において取り壊した舗装版の集積作業中、後退していたバックホウに作業員が足を踏まれ負傷。
	事故の原因	<ul style="list-style-type: none"> 重機と作業員が近接する作業にもかかわらず、作業範囲を明示することなく、また事故を起こした重機の誘導者が他業務を兼務。 重機オペレーターは後退を伴う作業にもかかわらず、誘導者の合図の確認を怠り重機を作動。 トンネル内作業であったため、作業音や車両の通行音が反響し作業員は重機の駆動音に気付くのが困難。
	再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> 立ち入り禁止区域（重機の作業範囲）を明確にし、区域内で近接作業が発生する場合は重機専用の誘導者を配置。 重機オペレーターへの安全教育等の徹底。 重機の前進後退時はクラクションを鳴らし稼働状況を周知。 重機後方に接触防止装置を設置。

改めて、労働安全衛生法を遵守した安全対策の実施はもちろんのこと、作業員一人ひとりの安全確認の徹底、安全を最優先した現場管理体制や作業手順の再確認など、工事現場における安全管理を徹底していただくようお願いいたします。

また、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに発注者へ報告するとともに、特に休日の連絡体制については、受発注者間において、必ず確認していただきますようお願いいたします。